

第58号議案

芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

公職選挙法の一部改正を踏まえ、市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における同条第1項第6号のビラの作成の公費負担</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙における候補者</u>は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第</p>	<p style="text-align: center;">芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、芦屋市長の選挙における同条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 芦屋市長の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場</p>

改正後	改正前
<p>2項において準用する場合を含む。)の規定により芦屋市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</u>を乗じて得た金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が<u>選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数</u>)を乗じて得た額とする。</p>	<p>合を含む。)の規定により芦屋市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</u>を乗じて得た金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

公職選挙法の一部改正を踏まえ、市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 題名を「芦屋市議会議員及び芦屋市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」に改める。(題名関係)

(2) ビラの作成の公費負担額及び支払手続(第2条, 第4条及び第5条関係)

ア 公費負担の額

ビラ1枚当たりの作成単価×当該ビラの作成枚数

【限度額】

選挙の区分	単価の上限 (a)	枚数の上限 (b)	限度額 ((a) × (b))
市長	7円51銭	16,000枚	120,160円
市議会議員	7円51銭	4,000枚	30,040円

イ 支払手続

候補者が契約締結したビラの作成業者に支払うこととする。

3 施行期日等

(1) 平成31年3月1日から施行する。

(2) 改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法抜粋（平成31年3月1日施行）

（文書図画の頒布）

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 8,000枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 16,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書 2,000枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 4,000枚

（第7号省略）

（第2項から第9項まで省略）

10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第1項第1号から第2号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、第141条第7項ただし書の規定を準用する。

11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号から第6号までのビラの作成について、無料とすることができる。

（第12項及び第13項省略）